

“脱炭素への取り組みに向けた省エネ設備導入を支援しています！”

令和8年度 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内

豊島区内に
お住まいのみなさま
集合住宅の管理組合、
オーナーのみなさま

申請受付状況など
最新の情報について、
区ホームページ又は電話で
必ずご確認ください



省エネルギー設備の設置等をされた

個人住宅・集合住宅(共用部分)(居住部分)に対して

助成します！



助成メニュー
が充実！



申請は

施工完了後(事後)

でOK！



対象となる機器の
施工完了日

令和8年2月1日(日)から令和9年1月31日(日)まで

※令和8年2月1日(日)～令和9年1月31日(日)の間に施工完了した機器が対象です。

※令和9年度は、令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)までの期間を予定しています。

申請期限

令和8年5月25日(月)から令和9年3月1日(月)※必着

※上記受付期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付を終了します。

申請受付状況につきましては、下記区ホームページもしくは、お電話にてご確認ください。

施工完了後(事後)申請となっております。

本チラシの内容をご確認の上、申請してください。



お問合せ

豊島区環境清掃部 環境政策課 事業グループ

TEL:03-3981-2771

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 6階西側 1番窓口

(ホーム>まちづくり・環境・産業>環境・エネルギー

>エコ住宅・事業者支援【助成金制度】)にも掲載しています

豊島区 エコ住宅

検索

SDGsの実現に向け、経済・社会・
環境の3つの側面のバランスがと
れた社会を目指します。

区ホームページはこちら



【個人住宅】



【集合住宅】



SDGs未来都市としま



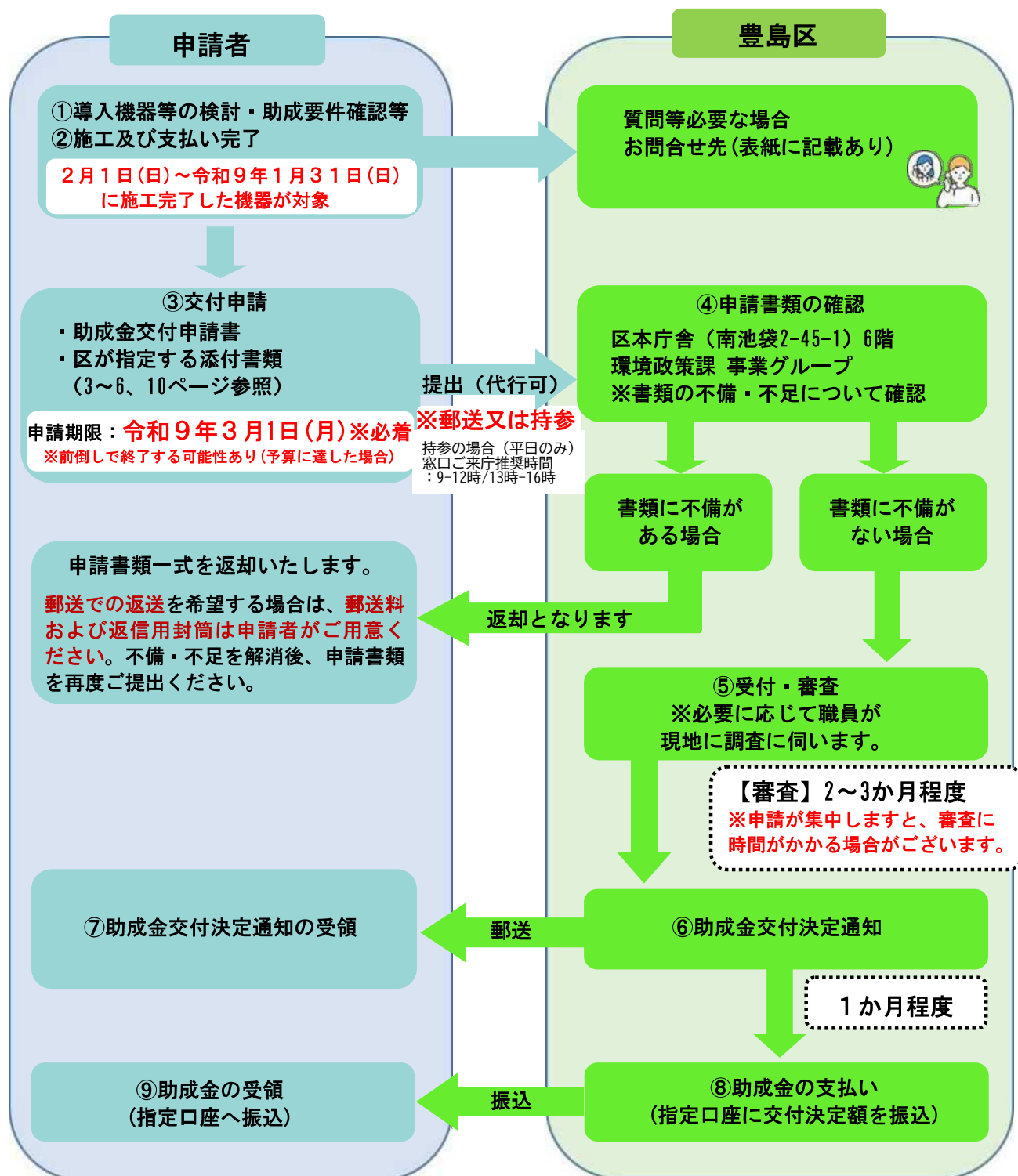
豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

窓口にご来庁の場合は、**平日9～12時、13時～16時に** お越しいただきますようご協力をお願いします。
※土曜・日曜・祝日は、窓口での対応はいたしかねます。

申請手続きのながれ



以下の図に基づき、助成対象機器の施工および支払いまで完了した後、**令和8年5月25日(月)から令和9年3月1日(月)まで**に必要な書類一式を揃えたうえで申請してください。



事前相談(電話または窓口)を受けて施工及び支払いをした場合でも、審査の結果、助成金が不交付となる場合がございます。また、郵送・窓口での受付後、書類の不足や確認が生じた場合、審査にお時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

目次／1：助成対象者要件

目次	項目	掲載ページ
1:助成対象者要件		2
2:申請書類チェックリスト【共通】		3
3:助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】/備考		4～11
①住宅用太陽光発電システム ※個人住宅/集合住宅(共用部分)		4
②蓄電システム ※個人住宅		4
③雨水貯水槽 ※個人住宅		5
④家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム) ※個人住宅		5
⑤住宅用エネルギー管理システム(HEMS) ※個人住宅		5
★「機器設置費用」について		5
⑥断熱改修窓 ※個人住宅		6
断熱改修窓 ※集合住宅(居住部分)の個人所有者・管理組合等向け注意事項		7
★よくあるお問い合わせ(助成金全般、太陽光発電システム、断熱改修窓について、断熱改修窓・LEDの助成対象額について)		7
・ 注意事項、他の助成金の交付決定通知書の写しが必要な場合について		8
断熱改修窓＝平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント)＝		9
⑦LED照明器具 ※集合住宅(共用部分)		10
＝設置工事図面・現況写真の例及び注意事項＝		11

助成対象者要件

～以下の要件を全て満たす方が対象です～

個人住宅	集合住宅
区内に住所を有する者で、住民基本台帳に登録のある自らの居住の用に供する住宅(賃貸借等の住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ている場合に限る。)に機器を購入設置し、使用する者であること。	集合住宅においては、区内に賃貸集合住宅を所有する個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等で、機器を購入設置した者であること。 ※住宅用太陽光発電システム、LED照明器具に関しては、集合住宅共用部分で使用するために、助成対象機器を設置すること。 ※断熱改修窓(一括申請)に関しては、居住部分で使用するために設置・交換すること。
共通	
◆設置した機器は未使用品であること(中古品やリース等は対象外) ◆施工及び支払いが完了しており、助成対象機器及び助成要件に該当していること(機器の設置を、令和8年2月1日(日)～令和9年1月31日(日)の間に行っている) ◆申請者は契約者本人であり、申請書・領収書あて名・口座名義人は同一であること 契約者＝申請者(機器使用者)＝領収書あて名＝口座名義人 ◆同一年度内に同じ助成対象機器(※)で助成を受けていないこと ※個人住宅については、同一世帯内において助成対象機器ごとに1回限り ※集合住宅(居住部分)については、年度ごとに1回限り最大3戸まで ◆太陽光発電システムの設置については、電力会社と電力受給契約を結んだ者であること	

※申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとします。

※本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用が可能です。

2：申請書類チェックリスト【共通】



申請書は、全機器共通の申請書類の他に各助成対象機器ごとに必要な申請書類があります。
以下の書類を揃え、環境政策課事業グループに持参または郵送で提出してください。

A 全機器共通
(P3)



B 機器別必要書類
(P4～11)



全機器共通

※鉛筆・修正液・消せるボールペン等は使用不可
※申請時に添付する写真は**カラーで鮮明なもの**をお願いします。不鮮明なものは受付できません。

A:全機器共通		確認	HPで ダウン ロード 可	個人 住宅	集合住宅	
○ …必須 △ …条件等により必要 — …不要					個人	管理 組合 等
1	豊島区エコ住宅普及促進費用助成金交付申請書（第1号様式） （例外：断熱改修窓において集合住宅の個人所有者もしくは管理組合等から申請する場合は集合住宅断熱改修窓一括申請用（第2号様式）を提出）	□	★	○	○	○
2	施工完了証明書（第3号様式） ※区指定様式に施工業者が記載 （例外：雨水貯水槽において、施工業者ではなく申請者本人が施工したときは雨水貯水槽設置完了届（第4号様式）を提出）	□	★	○	○	○
3	機器が助成対象要件を満たしていることが確認できるパンフレット等 ※住宅用太陽光発電システムは <u>出力</u> についてわかること ※蓄電システムは <u>蓄電容量</u> についてわかること ※家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）は <u>定格出力・貯湯容量・総合効率</u> についてわかること ※断熱改修窓はガラスの種類や、窓枠を設置したときは窓枠の仕様などがわかること（ 性能証明書はパンフレットの代替と認められません。 ）	□		○	○	○
4	①機器設置に係る領収書の写し、②内訳（見積書等）が分かるもの ※あて名について ・個人住宅の場合は、あて名が申請者名であること ・個人が所有する賃貸集合住宅の場合は、あて名が申請者名であること ・分譲集合住宅の場合は、あて名が管理組合等の名称であること ※断熱改修窓は助成対象の窓ガラス等の品名・仕様と設置箇所が平面図と照合できるように記してください。 ※LED照明器具（集合住宅共用部分）は図面と照合できるように、どの型番がどこに設置されているのかわかるよう記してください。	□		○	○	○
5	区指定の口座振替依頼書	□	★	○	○	○
6	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書	□	★	△	△	—
7	申請者以外にも住宅所有者がいる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員に同意書	□	★	△	△	—

※その他区長が必要と認める書類（提出書類で内容等が確認できない場合は、追加で書類等を提出していただく場合がございます）

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

①住宅用太陽光発電システム

個人住宅

集合住宅
共用部分

助成対象要件

- ①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの
- ②太陽電池モジュールの最大出力合計又はインバータ出力のいずれかが1kW以上10kW未満であるもの
- ③機器が住宅の上屋等に設置されるものであること

助成金額

出力1kWあたり
2万円(上限8万円)

※出力はkW単位で小数点以下第2位切捨て
※助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力とのいずれか低い方とする。

B:機器別必要書類	確認
①設置箇所の図面(モジュールの配置、型番が確認できること)	☐
②全てのモジュールが確認できる写真(モジュールの枚数が数えられるもの)	☐
③インバータの型番が確認できる写真	☐
④電力会社と電力受給契約をしたこと及び、出力の値がわかるものの写し※「接続契約のご案内」など	☐
⑤一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類(外国語の場合、和訳を求める場合があります)	☐
⑥個人が所有する賃貸集合住宅の場合については以下のもの 発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)	☐
⑦分譲集合住宅の管理組合等の場合については以下のもの ・管理組合等の規約の写し	☐
・機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの	☐

②蓄電システム

個人住宅



助成対象要件

- ①一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されているもの
- ②太陽光発電システム又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)と常時接続していること

助成金額

蓄電容量1kWhあたり
1万円(上限5万円)

※蓄電容量はkWh単位で小数点以下第2位切捨て

B:機器別必要書類	確認
①機器の設置状況を示す写真	☐
②銘板の写真(型番、製造番号が確認できるもの、複数台ある場合はすべて)	☐
③一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されていることが確認できる書類	☐
④太陽光発電システム又はエネファームとの接続図面(単線結線図等)	☐
⑤接続する太陽光発電システム又はエネファームの設置が確認できる写真等(同時申請の場合は不要)	☐

③雨水貯水槽

個人住宅

助成金額

機器設置費用3万～5万円未満

1万円

機器設置費用5万円以上

2万円



助成対象要件

- ①貯水タンク1個当たりの容量が
50ℓ以上1,000ℓ以下のもの
- ②機器設置費用が3万円以上のもの

※「機器設置費用」については下部参照

B:機器別必要書類	確認
機器の設置状況を示す写真	☐

④家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)

個人住宅



助成対象要件

- ①1台当たりの発電能力が定格出力0.4kWから1.5kWまでの間であること
- ②貯湯容量が20ℓ以上の貯湯ユニットを有するものであること
- ③総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること

助成金額

8万円(一律)

B:機器別必要書類	確認
①機器の設置状況を示す写真	☐
②銘板の写真(燃料電池ユニットと貯湯ユニット両方の型番、製造番号が確認できるもの)	☐

⑤住宅用エネルギー管理システム(HEMS)

個人住宅



助成対象要件

- ①一般社団法人エコーネットコンソーシアムの「ECHONET Lite」を標準的なインターフェースとして搭載していること
- ②省エネ設備、家電等を取り付け、消費電力量などが確認できること

助成金額

機器本体価格の3分の1

上限 2 万円

※「機器本体価格」とは、本体機器と計測機器(HEMS対応分電盤又は計測ユニット)の合計額とし、消費税は含まないものとする。

B:機器別必要書類	確認
①一般社団法人エコーネットコンソーシアムの「ECHONET Lite」を標準的なインターフェースとして搭載していることがわかる資料(パンフレットに記載がある場合は、その提出をもって省略可)	☐
②機器の設置状況がわかる写真(機器全体が写っているものおよび型番が分かる写真) ※セット機器の場合はそのすべての写真を提出すること。 ※専用モニターまたは周辺機器(PCやスマートフォン等)で消費電力量などを確認できる画面が写っていること。	☐

★「機器設置費用」について

◆「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする

- ・「機器費」→機器本体及び関連部材の購入費
 - ・「設置費用」→工事に係る人件費、運搬費、旧機器や廃材の処分費等
- 設置費用が機器費を超えた場合、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする

◆助成対象経費と認められないもの

「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの、設置機器に直接関係のない付属品及びそれに係る工事費等
※断熱改修窓の場合、改修と一緒に網戸やシャッター等を交換したとしても、その機器費や設置費は助成対象経費とはなりません。



⑥断熱改修窓

助成対象要件

個人住宅
(集合住宅の居住者含む)

集合住宅(居住部分)
(集合住宅の所有者・管理組合)
※3戸まで同時申請可



【必須】※8ページの「断熱改修窓助成要件 注意事項」も必ずご確認ください。

1居室単位での施工であり、既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をするものであること

- (1) 内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を設置)
- (2) 外窓交換(既存窓を取り除き、新たに窓と窓枠を設置)
- (3) ガラス交換(既存窓に入ったガラスを交換)



助成金額

機器設置費用の4分の1

上限10万円

※「機器設置費用」については5ページ参照

【留意事項】

※新築・増築に伴う新設は対象外です。

※断熱窓の性能区分は問いません。

※浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸等は1居室の要件を満たす居室には該当いたしません。

※天窓の改修、0.1㎡以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓を含む居室は設置要件から除かれますが、その窓と居室の他の窓と合わせて断熱改修を行う場合は、助成対象として構いません。

※ガラスブロックのみの窓の断熱改修は助成対象外です。

※ガラスが組込まれたドアは、ドアとして扱うため窓の改修要件とはなりません。ただし、ドア全体に対しガラスの面積が改修後にドア面積の50%以上ある場合は、助成対象とすることができます。内窓の取付でガラスが組込まれたドアを設置する場合は、「既に設置されているガラスが組込まれたドア」と「新たに設置したガラスが組込まれたドア」それぞれが、ドア全体に対しガラスの面積が改修後にドア面積の50%以上ある必要があります。

【1居室と同時に行う場合に対象】

◆最低1居室の改修を実施すれば、2居室目以降は1箇所単位で追加工事を行う場合も助成対象とすることができます。例えば、リビングの全窓+寝室の1窓といった組み合わせも可能です。

◆廊下、玄関その他の非居室(トイレ、浴室など)の改修を行う場合も1枚以上の改修で構いません。

	B: 機器別必要書類	確認
共通	①設置箇所の図面	☐
	②施工前の写真	☐
	③機器の設置状況を示す写真	☐
	④マンションの窓(内窓を除く)を改修した場合、申請者が改修を行ったことが認められていることを確認できる管理規約等の書類	☐
	⑤(他の助成金を併用し、領収書の金額が他の助成金額を差し引いた額である場合)交付決定通知書の写し	☐
	⑥(申請された居室内に過去に断熱改修をした窓がある場合)当該窓の施工内容が確認できる資料	☐

図面の作成、施工前後の写真撮影にあたり、9ページの「断熱改修窓＝平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント)」をご確認ください

集合住宅(居住部分)同時申請の場合は、下記の書類も必要です

所有者/ 管理組合 【共通】	⑦居住者からの設置・助成金申請についての同意書	☐
所有者	⑧発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)	☐
管理 組合等	⑨管理組合等の規約の写し	☐
	⑩機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの	☐

■断熱改修窓助成要件:集合住宅(居住部分)の所有者・管理組合向け注意事項

★申請書は他の機器とは別の書式(別記第2号様式)となります。ご注意ください。

★戸室の居住者から取得した助成金申請についての同意書の提出も必須です。

※戸室の居住者全員ではなく、代表者のみの記入で差し支えございません。

・居住者がいる前提であるため、空き室の申請は対象外となります。

・1回の申請につき、複数の部屋について工事を行った場合、戸室ごとに上限10万円を支給となります(※計3戸まで)

・個人オーナー・管理組合からの申請がある部屋については、同一年度内で個人(居住者)からの申請はできません。

・戸室ごとに要件を満たしているか審査を行います。

・設置費用について、戸室ごとの詳細が記載されていない場合、按分して計算する可能性がございます。

★よくあるお問い合わせ

【助成金全般について】

●ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか。

⇒①頭金などの領収書が発行される場合…領収書のご提出をお願い致します。

②領収書が発行されない場合…ローンを組んだ契約書(全ページ)及び工事請負契約書(必要ページ)をご提出ください。

●助成金を受けて導入した機器と同一種類の機器について、改めて助成を受けることは可能でしょうか。

⇒年度が異なれば原則可能となります。同一年度内で同一種類の機器について複数回申請はできません。(太陽光発電システムの場合モジュールのみの増設など一部対象外になるケースもございます。)

●二世帯住宅の場合、それぞれの世帯で申請が可能となりますか。

⇒要件が揃えば申請可能です。

※住民記録がそれぞれ分かれていること、

太陽光や蓄電システムはそれぞれの世帯に電力が供給されるようになっているかなどが判断基準です。

●都や国の助成金との併用は可能ですか。

⇒併用先の制度が併用を禁じていなければ、区としては可能です。

併用先の機関にもご確認ください。

●マンションやアパートの一部に事業所や店舗が併設されているが、対象となりますか。

⇒居住者がいる前提であるため、事業所・店舗のみの部分は対象外となります。



【太陽光発電システムについて】

●導入した太陽電池モジュールがどの認証をうけているかわかりません。

⇒機器によって受けている認証が違うため、詳細は製造業者にお問い合わせください。

●同じ敷地内にある自宅と自身が所有するアパートやマンションの(共用部)其々にモジュールを設置する場合

⇒要件に沿っていれば、自宅部分は一般住宅として、

アパートやマンションの共用部に引き込んでいる太陽光については集合住宅として、申請可能です。

【断熱改修窓について】

●マンションやアパートを借りて住んでいますが、断熱改修窓の助成金の申請は可能ですか。

⇒「個人住宅」として居住者から申請が可能です。必要書類については6ページをご確認ください。

【断熱改修窓・LEDの助成対象額について】

●断熱改修窓、LEDで値引がある場合はどのように扱われますか。

⇒機器設置費用をもとに助成金額が算出されるため、値引き額を差し引いた額(税抜)が対象となります。

断熱改修窓助成要件 注意事項

助成要件：**1居室の断熱改修は必須**です！（建物のすべての窓ではありません）

「1居室」とは、部屋等が間仕切りやドア等で区切られている空間（室）です。その居室にあるすべての窓の改修が助成要件となります。

【！注意！】空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は居室を区切る仕切りとして認められません。

■ **例1**：洋室1は窓が2箇所なので、2箇所の施工で助成対象となります。（窓1・窓2）

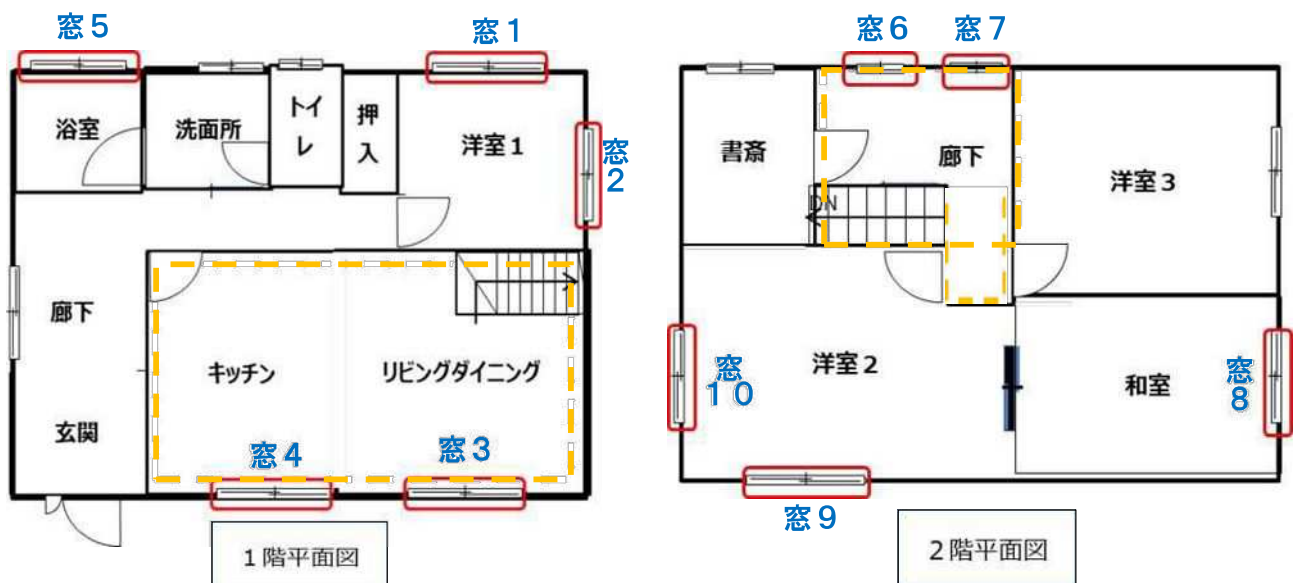
■ **例2**：下図のように、リビングダイニングと階段および2階通路を仕切る固定されたドア等がなく、空間がつながっている間取りでは、その全体（下図の黄線で囲んだ範囲）が「1居室」となります。助成金を受けるためには、リビングダイニングにおける窓3・窓4および2階の窓6・窓7を含めた改修が必要です。

■ **例3**：洋室2と和室のように二間続きの場合、ドアやふすまなどの仕切りがあり、それぞれが独立した居室となるのであれば、窓9・10と窓8は居室ごとに助成対象となります。

■ **特別**：・非居室である浴室の窓5は、「1居室」と同時に施工すると助成対象になります。

・最低「1居室」の窓を全て改修すれば、2居室目以降は1箇所単位の工事で助成対象となります。

例えば、洋室1の全窓+リビングダイニングの窓3のみ改修といった組み合わせも可能です。



他の助成金の交付決定通知書の写しが必要な場合について

★必要な場合(①かつ②のケース)

①支払金額(税抜)が400,000円未満である

②実際の工事金額(税抜)と支払金額(税抜)が他の助成金の影響で差がある

※実際の工事金額(税抜)が400,000円以上でもその内訳を確認し、助成対象として認められない経費が含まれていた場合、交付決定通知書の提出を求めることがございます

例)実際の工事金額が税抜で500,000円(税込で550,000円)であるが、助成金が165,000円出しており、申請者が支払った金額(領収書の金額)が助成金額を除く税抜で350,000円(税込で385,000円)の場合
⇒領収書の金額ではなく、実際の工事金額をもとに助成金を算出するため、助成金165,000円は値引扱いにはなりません。なおその金額が決定している証明として、交付決定通知書が必要です。

★不要な場合

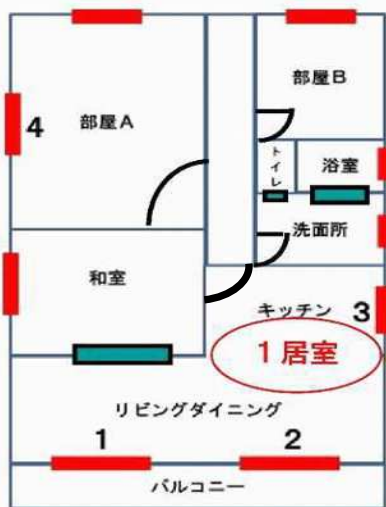
①窓の機器設置費が大きく、助成金額に影響しない場合

※ただし、助成対象として認められない諸経費やオプション(網戸やシャッターなど)を除いた税抜金額で算出するため、状況によっては求める場合がございます

②一度、実際の工事金額満額を支払い、あとからキャッシュバック等している場合

断熱改修窓＝平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント)＝

■ 住宅全体の図面について

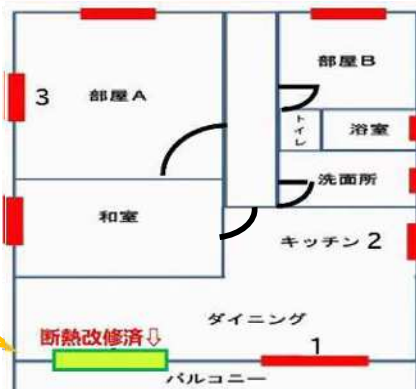


左図のように、断熱窓を設置する居室を含む階全体の平面図を提出してください。平面図は**手書き**でも結構です。

改修しないフロアがある場合でも、全フロアご提出ください。改修する窓だけでなく、**改修しない窓、過去に改修済みの窓もご記入ください**。部屋の区切りだけの平面図は再提出をお願いする場合がございます。左図のように、断熱窓を設置する位置に、番号を振ってください。

1居室の全てを改修する部屋に「1居室」と記載してください。

断熱改修済みの窓がある場合は、図面に記載してください。



■ 設置前後の状況が分かる申請用写真(施工前・施工後)について

【！注意！】交付申請時には「**施工前**写真」および「**施工後**写真」が必要です。

交付申請の手続きを円滑に進めるため、以下のポイントに十分ご留意のうえ、撮影してください。

図面で判断できない箇所がある場合、**該当箇所以外の写真**を求めることがあります。

写真に不備等がある場合、助成金の交付が認められないことがあります。

【撮影箇所等】

- 必ず**施工前**と**施工後**の写真を撮影してください。各写真は、可能な限り全て同アングルで！
- 全ての窓を1箇所毎に窓枠を含めた窓全体(四角の角)を撮影し、形状がわかるようにしてください。
- 撮影した窓の位置**が分かるように、平面図と同じ番号を振ってください。

【NGな写真】

- ×**施工前**と**施工後**どちらの場合も、カーテン・ブラインド・障子・棚・机・観葉植物等で隠れている部分がある
- ×ピントが合っておらず不鮮明(ぼやけている)・画素数が低く、画像が粗い
- ×撮影距離が遠すぎる(または近すぎる)

【その他】

※ガラス交換等で施工前と施工後の変化が分かりにくい場合は、下記のような対応をしてください。

(1)工事作業中の写真を撮影する。

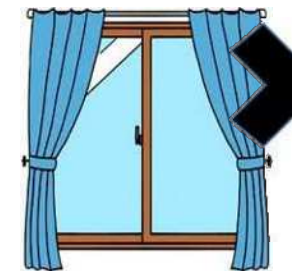
(2)新しいガラスであることを証明するシール(商品コードシール)を残したまま窓を撮影する。

【好ましい例】

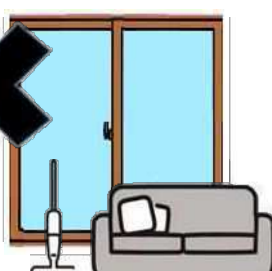


(窓全体が写っている)

【好ましくない例】

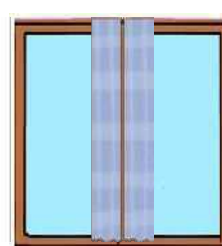


(カーテン等で隠れている)



(カーテン等は外しているが家具等で窓全体が見えない)

【参考】



(上図のように中央にまとめて頂くと、角が映りやすいかもしれません)

⑦LED照明器具

集合住宅
共用部分



助成対象要件

◆LED照明器具は以下の要件を満たすもの。

- (1)機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること(ダクトレール式、卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く)
直管形LED照明器具は、日本照明工業会規格(JEL規格)においてJEL801、JEL802、JEL803規格に対応しているもの(下記「グリーン購入の調達者の手引き」参照)
- (2)既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、**以下は対象外とする**
 - ・LED照明器具からLED照明器具への交換
 - ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること
 - ・既設照明器具の一部を改造する工事(バイパス工事等) など

助成金額

機器設置費用の5分の1
上限 20万円

※「機器設置費用」については
5ページ参照

※注意※

- ①助成対象になるLED照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と**同数まで**とする。
- ②助成対象になる非常灯及び誘導灯のLED照明器具は、**常時点灯型**とする。
(常時点灯機能があれば可)

直管形LED ランプは、従来の蛍光灯と口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類のものが国内外の多くの事業者より販売されていますが、既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生していたことから、日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形 LED ランプシステムの規格として、JEL801「L 形ピン口金 GX16t-5 付直管形 LED ランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金R4 付直管形 LED ランプシステム」及び JEL803「GZ16 口金付制御装置内蔵型直管LED ランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。この JEL801、JEL802 及び JEL803規格に対応した照明器具は、従来の蛍光灯と物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

(グリーン購入の調達者の手引き(環境省令和8年2月)より抜粋)

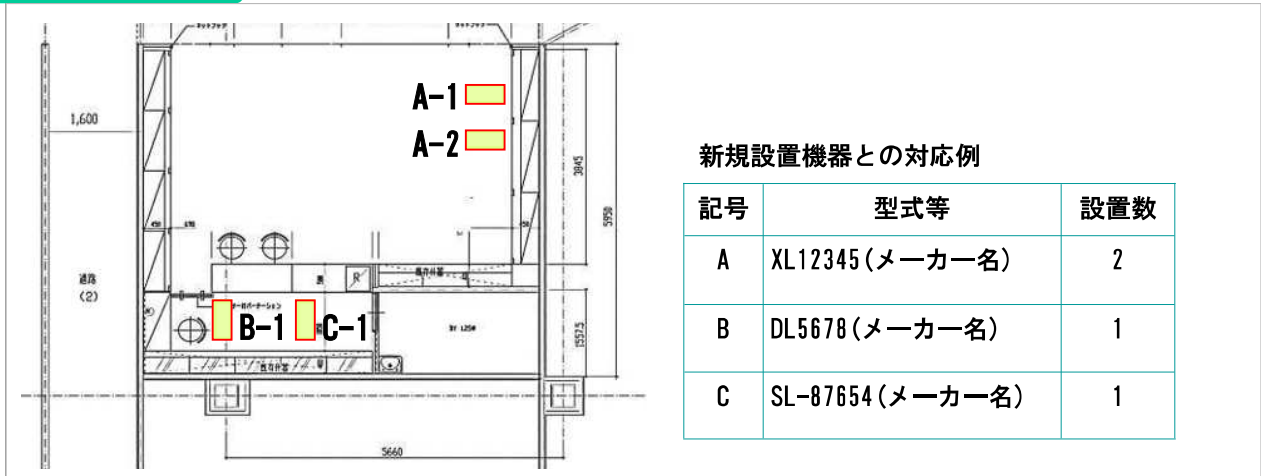
B: 機器別必要書類		確認
①設置箇所の図面 (設置機器、設置場所、箇所数が確認できるもの)	図面の作成、施工前後の写真撮影にあたり、 11ページの「⑦LED照明器具＝設置工事図面 ・現況写真の例及び注意事項＝」をよく ご確認ください ※写真を撮り忘れた箇所は助成対象外です	☐
②施工前の写真 (設置箇所が全て確認でき、図面と照合ができるもの。 同形状フロアは省略可)		☐
③機器の設置状況を示す写真(図面と照合できること)		☐
④個人が所有する賃貸集合住宅の場合については以下のもの 発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)		☐
⑤分譲集合住宅の管理組合等の場合については以下のもの ・管理組合等の規約の写し		☐
・機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの		☐

⑦LED照明器具

=設置工事図面・現況写真の例及び注意事項=

※複数の階にわたる場合で、フロア形状及び設置場所が同様のときに限り、図面・現況写真は1フロア分のみでも可
(形状が違う場合は省略はできません)

●図面の作成例

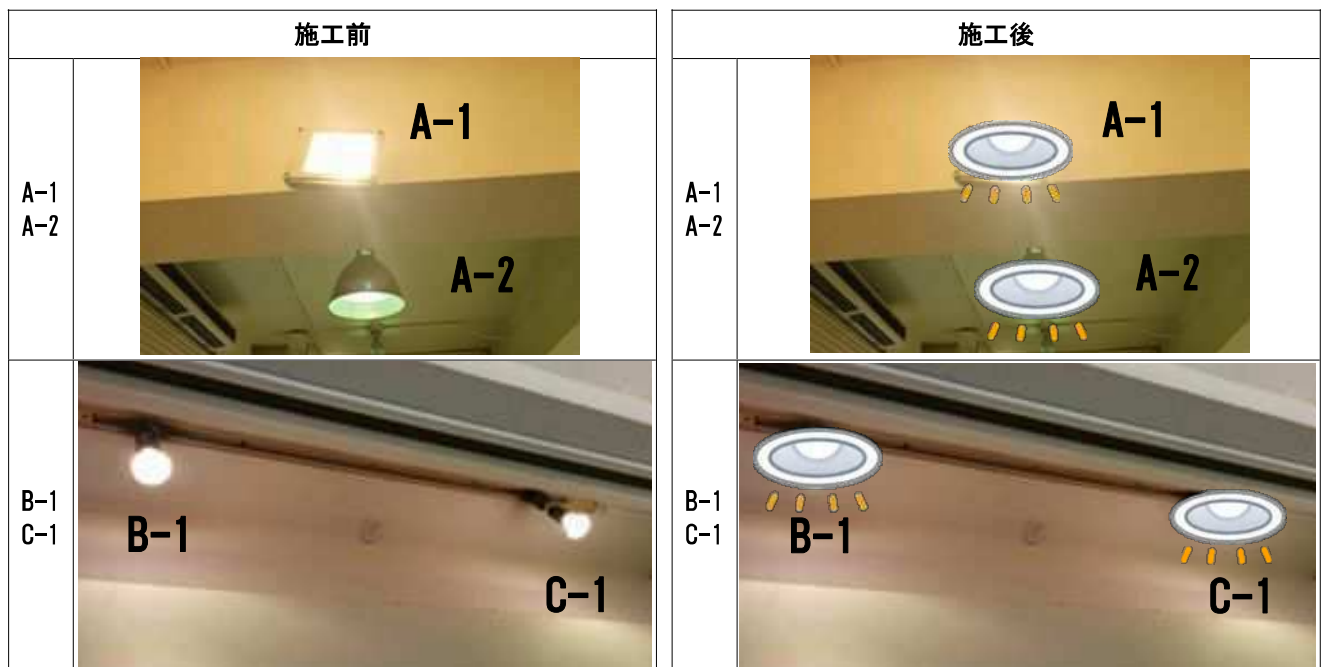


図面は手書きなど簡易なものでも結構です。これは作成例です。

●図面にて、下記の点が確認できるようにしてください

- ・審査の際、内訳書(見積書)・図面・申請用写真をもとに設置数や金額等の整合性を確認するため、**どの型番のものがどこに設置予定なのか分かるように**してください。
- ・実際の機器の位置と写真が異なる場合等、**不整合となる箇所は対象外**となる場合がございます。

●申請用写真(施工前・施工後)の注意事項



●申請用写真にて、下記の点が確認できるようにしてください

- ・型番ごとに枝番号を振り、**写真が図面と対応できるように**してください。複数機器を1枚にまとめて撮影することは可能ですが、不鮮明でぼやけている場合は撮り直してください。**(特に施工前写真はよくご確認ください)**
 - ・写真は機器の状況が確認できるよう、**鮮明に写っているもの**をご提出ください。
 - ・交換前後が明瞭にわかるように、施工前と施工後では可能な限り**同じアングルでの写真**をご提出ください。
- ※対象箇所全ての施工前・施工後の写真(同形状フロアは省略可)が必要です。**撮り忘れは対象外です。**